

偽装請負に雇用関係を認定した判決

松下電器産業の子会社「松下プラズマディスプレイ」(松下PDP、大阪府茨木市)茨木工場で働いていた元請負会社社員の吉岡力さん(33)が「偽装請負を告発した後に解雇されたのは不当」として、同社を相手に従業員の地位確認や慰謝料支払いなどを求めた訴訟の控訴審判決が、大阪高裁であった。

若林諒裁判長は、直接雇用の地位を認めず慰謝料45万円の支払いのみを認めた一審判決を変更し、就労実態は違法な偽装請負として吉岡さんを松下PDPの従業員と認定して月額24万円の未払い賃金の支払い、及び内部告発に対する報復があったと認定して慰謝料90万円の支払いを命じた。

若林裁判長は判決理由で、「請負社員の時期から松下側と黙示の労働契約が成立していた。雇用関係はある程度の継続が期待されており、雇い止めは解雇権の乱用に当たる」と指摘した

